

## 入札・契約制度の改正について

名古屋高速道路公社では、かねてより入札契約に係る透明性、競争性及び公平・公正性を高めるとともに、品質の確保に努めているところですが、より一層の向上を図るため、以下の入札・契約制度の改正を行います。

### 1 工事におけるすべての一次下請業者を社会保険等加入業者に限定

平成26年8月より下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事の場合は4,500万円)以上の工事請負については、受注者における社会保険等(※)未加入建設業者との一次下請契約の締結を禁止しているところですが、更なる公平で健全な競争環境を構築するため、下請契約の請負代金の総額が3,000万円(建築一式工事については4,500万円)未満のものについて、本措置の拡大を試行します。

これにより、名古屋高速道路公社が発注するすべての工事が社会保険等未加入建設業者との一次下請契約の締結を禁止する対象となります。

(※)社会保険等とは健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

(1)対象

名古屋高速道路公社が発注するすべての工事請負

(2)施行日

平成28年1月1日以降に入札公告、指名通知又は見積徴取通知をする工事に適用

### 2 入札時における工事費(委託費)内訳書の取扱いについて

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(入札契約適正化法)」が一部改正され、公共工事の入札の際の工事費内訳書の提出が義務づけられました。

名古屋高速道路公社においては、以前より工事費内訳書(低入札価格調査制度または最低制限価格制度を適用する業務については委託費内訳書)の提出を義務づけ、提出された工事費(委託費)内訳書の内容を確認しているものですが、談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しい低価格での受注、いわゆるダンピング受注の防止の徹底を図るため、提出された工事費(委託費)内訳書を次のとおり取り扱います。

**工事費(委託費)内訳書の未提出又は内容に不備のある工事費(委託費)内訳書を提出した者のした入札を原則として、無効とします。**

(1)対象

入札時に工事費(委託費)内訳書の提出を求める工事及び業務

(2)施行日

平成28年1月1日以降に入札公告又は指名通知をする入札案件に適用

(3)無効となる工事費(委託費)内訳書の例

別紙のとおり

## 内訳書に関する未提出及び内容不備と認められる場合の例

### 1 内訳書が未提出であると認められる場合の例

- (1)内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2)内訳書とは無関係な書類である場合
- (3)他の工事(業務)の内訳書である場合
- (4)白紙である場合
- (5)内訳書に押印が欠けている場合(電子入札システムにより内訳書が提出される場合を除く。)
- (6)内訳書が特定できない場合
- (7)他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

### 2 内訳書の内容に不備があると認められる場合の例

- (1)記載すべき事項が欠けている場合
  - ①内訳の記載が全くない場合
  - ②入札説明書等で指示された項目を満たしていない場合
- (2)記載すべき事項に誤り等がある場合
  - ①提出者名の誤記又は未記入の場合
  - ②工事(委託)件名の誤記又は未記入の場合
  - ③内訳書内に著しい計算誤りがある場合
  - ④入札金額と内訳書の工事(委託)価格に著しい相違がある場合
  - ⑤端数処理等に起因する、工事(委託)価格と内訳金額の積上げに不一致がある場合

※上記は想定される例であり、その他未提出又は内容に不備があると認められる場合は、入札を無効とします。